

○多賀城市上下水道部低入札価格調査制度実施要綱

令和 3 年 4 月 1 日

上下水道告示第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、多賀城市上下水道部（以下「本市」という。）が一般競争入札（以下「入札」という。）により建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、低入札価格調査制度を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「低入札価格調査制度」とは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が本市にとって最も優位なものをもって申込みをした者（多賀城市上下水道部建設工事総合評価一般競争入札試行要綱（令和 2 年上下水道告示第 1 号の 2）に基づき実施する総合評価一般競争入札において、同要綱第 5 条に規定する総合評価点が最も高い者。以下「最高評価点入札者」という。）の当該申込みに係る価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの調査（以下「低入札価格調査」という。）を行い、その調査の結果によっては当該最高評価点者を落札者とはせず、予定価格の制限の範囲の価格をもって申込みをした他の者を落札者とすることができる制度をいう。

(対象工事)

第3条 低入札価格調査制度の対象となる建設工事は、多賀城市上下水道部建設工事総合評価一般競争入札試行要綱（令和2年上下水道告示第1号の2）第2条に規定する総合評価落札方式の対象となる工事とする。

（調査基準価格）

第4条 低入札価格調査は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（以下「調査基準価格」という。）を下回る入札が行われた場合に実施するものとする。ただし、当該調査基準価格が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額を、それぞれ調査基準価格とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、工事の性質により調査基準価格の算定が困難と水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が認める場合は、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で市長が定める額を乗じて得た額を調査基準価格とする。

3 前2項の調査基準価格に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 低入札価格調査制度による入札を行うときは、当該入札の公告に次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 低入札価格調査制度の適用があること。
- (2) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合における入札の終了方法及び落札結果の通知方法に関すること。
- (3) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、最高評価点入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、入札後の低入札価格調査に協力すること。

(入札の執行)

第6条 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は入札者に対して落札者の決定を留保することを宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了する。

(低入札価格調査の実施)

第7条 管理者は、低入札価格調査を実施するときは、調査基準価格を下回る入札をした者から次に掲げる事項を調査することができる。この場合において、管理者が必要と認めるときは、次に掲げる事項を証する書類の提出を求めることができる。

- (1) 当該価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (3) 手持資材の状況
- (4) 手持機械の状況

- (5) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
 - (6) 労務者の具体的供給見通し
 - (7) 第一次下請の予定業者及び予定下請け金額
 - (8) 配置予定の技術者
 - (9) 過去に施工した公共工事名、発注者及び履行状況
 - (10) その他管理者が必要と認める事項
- (落札者の決定)

第8条 管理者は、前条の規定による調査を行った場合は、当該調査の結果を多賀城市上下水道部工事請負業者選定委員会設置要綱（平成18年訓令第1号）第1条に規定する多賀城市上下水道部工事請負業者選定委員会に付議し、同委員会の審議を経て、落札者を決定するものとする。

(落札結果の通知等)

第9条 前条の審議を経て、最高評価点入札者を落札者とする場合は、最高評価点入札者に対して、落札者とする旨を通知するとともに、他の入札者に対しては、最高評価点入札者が落札者となった旨を通知するものとする。

2 前条の審議を経て、最高評価点入札者を落札者としない場合は、最高評価点入札者に落札者としない旨を通知し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者（以下この条において「次順位者」という。）を落札者とし、次順位者に対しては、落札者とする旨を通知するとともに、その他の入札参加者に対しては、次順位者が落札者となった旨を通知する。

ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札をした者である場合には、低入札価格調査を実施するものとする。

（準用）

第 10 条 前条第 2 項ただし書の規定に基づく低入札価格調査の実施については、第 7 条、前条第 1 項及び同条第 2 項本文の規定を準用する。

（低入札価格調査の概要の公表）

第 11 条 管理者は、第 7 条に規定する調査を実施したときは、落札者との契約締結後に調査の実施概要を公表するものとする。

（委任）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査制度の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する

(様式1)

低 入 札 価 格 調 査 資 料

年 月 日に 円にて入札した「
工事」については、下記理由により入札書に記載した入札金額において安全で良質な施
工が可能であり、その根拠資料を添えて提出します。

なお、当該資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

多 賀 城 市 長 殿

住 所

商 号 又 は 名 称

代 表 者 役 職 氏 名

印

記

○ 当該価格で入札した理由

当該価格で入札した理由を、手持ち工事の状況、当該工事現場と事務所等との関係、
手持ち資材および機械の状況、資材購入先会社や下請会社との関係等の点から記入して
ください。

また、本入札に関して特に説明事項があれば、記入してください。

--

(様式2)

手持ち工事の状況

本工事現場付近（半径 10 km 程度）に手持ち工事がある場合、また対象工事と同種類の手持ち工事がある場合に記入してください。

工 事 名	発 注 者	施工場所	工 期	金 額	備 考 (元請、下請の別)

手持ち資材の状況

本工事で使用予定の手持ち資材があれば記入してください。

[illegible]

(様式3)

手持ち機械の状況

本工事で使用予定の手持ち機械があれば記入してください。

[illegible]

資材購入先

購入予定業者あとの関係が協力会社、提携会社である等、通常より有利な価格で購入できる場合は記入してください。

購入先業者	所在地	資材名	規格	数量	入札者との関係

労働者の具体的供給

本工事で予定している労働者の具体的な配置計画を、自社社員、下請け労働者と区分して記入してください。

[illegible]

(様式4)

第一次下請の予定業者及び予定下請金額

下請を予定している場合は記入してください。

下請業者名	住 所	工事内容	工 期	下請金額

配置予定技術者名簿

本工事で配置予定の技術者を記入してください。

区分（現場代理人・主任技術者等）	氏 名	資 格	取得年月日	免許等番号 交付番号

過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

過去3年間に施工した公共工事名を及び発注者を金額の高い順に記入してください。

[illegible]